

世田谷

ファミサポ通信

世田谷区協キャラクター
ココロ



世田谷区ファミリーサポートセンター

開所時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝日、年末年始を除く）

〒157-0066 世田谷区成城 6-3-10 4 階

電話：03-5429-1200 FAX：03-5429-1202

ホームページ：<https://www.setagayashakyo.or.jp/service/kosodate/>

世田谷区ファミリー・サポート・センター事業は、世田谷区から世田谷区社会福祉協議会が受託運営しています。

第 18 号

令和 3 年 9 月



10月よりファミサポ事業が 一部 変わります

10月から実施
する変更点を
まとめました

ファミリー・サポート・センター事業は、平成 13 年に世田谷区社会福祉協議会が開始した「ふれあい子育て」を前身として、平成 27 年に現在の事業名称に変更するとともに、利用内容を増やすなどリニューアルし、子どもの預かりを通じた「地域の支えあい活動」の理念のもとに運営しています。（平成 27 年度からの事業主体は世田谷区）

しかし、この間、子育てを取り巻く環境や働き方、地域の特性、ニーズや社会情勢なども変化しており、ファミサポの利用や活動についても、見直しが必要な点などが見えてきました。

そこで、安全・安心な利用や活動、より多くの方が利用・活動しやすい仕組みづくりを目指して、本年 10 月より、利用会員登録の利便性の向上や、会員登録情報の管理など、事業の取扱いを一部変更させていただくこととなりました。区内に転入する子育て世代が増えたり、ご近所づきあいが難しくなっている中、ファミサポでは、気軽に子育てのお手伝いをお願いできる、また受けられる関係性を作っていくことを目的としています。

会員のみなさまには、本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

変更点

1. 毎年 4 月に「打ち合わせ表」を作成し、会員同士で確認します
2. 利用会員が更新手続きを行わなかった場合、「登録廃止」となります
いつでも再登録可能です
3. 援助会員の休止期間後の活動再開をお手伝いします
4. 利用会員登録の案内サイトをオープンします
登録完了までの時間も短縮されます



詳しくは次ページから→

1. 毎年4月に「打ち合わせ表」を作成し、会員同士で確認します



これまで

- 利用の間隔が1年以上あいた場合に限り、再度打ち合わせを行うこととし、「事前打ち合わせ表」の再作成については決まりがありませんでした。

令和3年10月から

- 「打ち合わせ表」の有効期限を新たに設け、毎年4月に作成し直すこととなります。
- 利用会員は、毎年4月（または利用再開時点）に、新たに「打ち合わせ表」を作成して援助会員に渡し、会員同士で内容を確認していただきます。
- 援助会員は、有効期限が過ぎた打ち合わせ表を利用会員に返却します。利用会員に返却できない場合、または利用会員の了承があれば、援助会員が破棄できるようになります。
- 打ち合わせ表は社会福祉協議会のホームページからもダウンロードできます。

- 子どもの成長は早いもの。1年間にできること、食べられるもの（または食べられないもの）、好みや習慣など、どんどん変化していきます。安心して預けられるように、また安全な活動のために、最新の情報を共有しましょう。
- 忙しい利用会員さんは「うっかり」もあるため、気づいたら援助会員さんも打ち合わせ表再作成の声かけをお願いいたします。アドバイザーから確認させていただくこともあります。
- 名称が「事前打ち合わせ表」から「打ち合わせ表」に変わります。
- 災害時用の打ち合わせ内容も含め、1枚にまとめました。

2. 更新手続きは忘れずに！

…利用会員のみなさまへ…

これまで

- 利用会員の登録期間は、「登録日～登録日の属する年度の翌年度の3月31日まで」です。ただし、会員が登録の更新（継続）手続きをすれば、登録を1年間延長することができ、その後も同様です。

令和3年10月から

- 会則に従って、登録継続手続きを期限までに行わなかった方は、一定期間後に利用会員登録は廃止となります。
- ただし、ご本人からの申し出があれば、その時点で再登録が可能です。

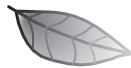
登録廃止のまま利用すると、ケガ等の際に保険の適用がありません！

忘れないで！

- 2月に行う利用会員の会員更新の手続きの際、次年度4月からのお子さまの通園・通学先を忘れずに入力してください。（「予定」でも結構です）
- ご登録いただいているお子さまの特記事項（疾病・障害・アレルギー等）がありましたら、漏れなく入力をお願いします。

年度途中で連絡先やメールアドレス等の変更があった場合や、お子さまの障害やアレルギー、疾病などがわかった場合は、必ずアドバイザーと援助会員にお知らせください。

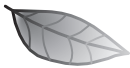
3. 休止からの活動再開をお手伝いします



これまで

- ファミリーサポートセンターに「休止」と申し出た場合、休止期間の定めがなく、対応についても決まっていませんでした。

…援助会員のみなさまへ…



令和3年10月から

- 休止期間にかかわらず、活動再開（または開始）する際には、安心して活動できるよう、お手伝いします。
 - * アドバイザーからの丁寧な説明
 - * 巡回支援員による安全確認チェック（希望者）
 - * 子育て支援者養成研修の聴講（希望者）

会員登録の更新手続きを期限までに行わない場合、登録廃止となります。活動中の方はご注意ください。



- ただし、5年以上活動実績のない援助会員が活動を希望する場合、改めて養成研修を受講していただくことになりました（一部科目の受講は任意となります）。できるだけ早い時期の活動再開をお勧めします。
- 受講料（テキスト代）はかかりません。

今年度のフォローアップ専門研修（緊急救命講習及び事故防止）の対象者には通知を郵送しています。活動中の方、利用会員を紹介されている方は忘れずに受講してください。

※日程等が不明な方はセンターへお問い合わせください。

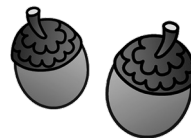


4. 利用会員登録の案内サイトをオープンします

- オンラインで事業内容から利用のしかたまでを確認でき、入会申込書のダウンロードも可能な専用ウェブサイトを開設し、随時、利用会員登録の申し込みを案内します。10月1日(金) 午前0時からアクセスできるよう準備中です。
- センターの開所時間中に電話をかける必要がなくなり、書類郵送を待つ時間を短縮できます(入会申込書をダウンロード・印刷する場合)。
- 夜間や土日祝日など、時間があるときに確認ができます。
- 入会申込書と住所確認の書類(免許証等のコピー)は郵送していただきます。

※ ウェブでの手続きが難しいと感じる方や、オンラインの利用に制限がある方等には、アドバイザーがお手伝いします。

・・・お知らせ・・・



★各支部に愛称ができました！

- 令和3年4月から、相談受付やマッチングなどのファミサポ事業を行っている地域社協事務所が「支部」に位置付けられました。
各支部に愛称ができましたのでお知らせします。(カッコ内は正式名称)
- 愛称で電話をかけることができますのでよろしくお願いいたします。



ファミリーサポートせたがや	(ファミリー・サポート・センター世田谷地域支部)
ファミリーサポートきたざわ	(ファミリー・サポート・センター北沢地域支部)
ファミリーサポートたまがわ	(ファミリー・サポート・センター玉川地域支部)
ファミリーサポートきぬた	(ファミリー・サポート・センター砧地域支部)
ファミリーサポートからすやま	(ファミリー・サポート・センター烏山地域支部)

- 各支部の所在地・電話番号は各地域社協事務所と同じです。

★LINEを開設します！

- これまでの「社協 HP」「メルマガ」に加え LINE 公式アカウントを取得し、LINE を活用して会員のみなさまへの情報提供手段を増やします。
実施時期等については、今後メルマガやファミサポ通信などでお知らせします。
将来的には LINE に移行し、メルマガは縮小・廃止する予定です。

